

小規模多機能型居宅介護ちかのり 利用料金表 (介護保険負担割合が1割の方)

小規模多機能型居宅介護 ちかのり

	介護保険料/月	初期加算	認知症 加算Ⅱ	認知症 加算Ⅲ	認知症 加算Ⅳ	訪問体制 強化加算	サービス提供 体制強化加算 (Ⅲ)	総合マネジメント 加算	科学的推進 体制強化加算	口腔栄養スク リーニング加算	生産性向上 推進体制 加算 (Ⅱ)	処遇改善 加算 (Ⅱ)	宿泊費/日	食費/日
要支援1	3,450円	1日30円 *利用開始 30日に限り	加算はありません				350円	1200円	40円	20円 6か月に1回	+ 10円	× 14.6%	+ 3000円	1,545円 内訳 朝食347円 昼食575円 夕食523円 おやつ100円
要支援2	6,972円													
要介護1	10,458円													
要介護2	15,370円													
要介護3	22,359円													
要介護4	24,677円													
要介護5	27,209円	890円	760円	460円	1000円									

\*月毎の包括料金なので、利用者の体調等により小規模多機能計画に定めた期日より利用が多いまたは少ない場合でも利用料金の増減はありません。

- 認知症加算(Ⅱ)・・・要介護で認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の方
- 認知症加算(Ⅲ)・・・要介護で認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の方
- 認知症加算(Ⅳ)・・・**要介護2**で認知症高齢者日常生活自立度Ⅱの方
- 訪問体制強化加算・・・訪問サービスの提供にあたる常勤の従業者を2名以上配置し、延べ訪問回数がひと月あたり200回以上であるなど、登録者の在宅生活を継続するための体制を強化した場合に算定されます。(要介護者のみ)
- 総合マネジメント体制強化加算・・・多職種協働により、随時適切に介護計画を見直し、かつ、日常的に地域との交流を図っている事業所に算定されます。
- サービス提供体制強化加算(Ⅲ)・・・介護従業者の総数のうち勤続年数が7年以上の者が30%を超える場合に算定されます。
- 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・・・介護職員の資格取得への取り組みや職場環境の改善を図る事業所が算定でき、介護職員の地位向上や待遇改善のために使われます。
- 科学的介護推進体制加算・・・事業所のすべての利用者に係る情報を情報システムに情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用しケアの質の向上を推奨する。
- 口腔・栄養スクリーニング加算・・・介護職員が健康状態について実施可能なスクリーニングを行い、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供する。
- 生産性向上推進体制加算・・・介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する。
- 特別地域加算(対象者のみ)・・・**介護報酬単位に15%の加算** 離島や豪雪地帯など、介護サービスの確保が著しく困難であると認められる特別地域